

伊万里市立国見中学校いじめ防止基本方針

伊万里市立国見中学校

1 策定の意義

伊万里市では、いじめ問題は、学校だけで対応していくのではなく、子どもを取り巻くすべての市民が心豊かな地域づくりに努めることが必要であるとの考えから、平成18年12月5日に「いじめなし都市宣言 ～思いやりの心あふれるまちづくりを目指して～」を行い、児童生徒や保護者にリーフレットを配布していじめ防止の啓発を行い、学校・家庭・地域がそれぞれのもつ役割を明確にし、一体となって、いじめなし都市の実現に向けて取り組んできた。

また、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」第12条の規定及び平成25年10月に国が策定した「いじめの防止のための基本的な方針」に基づき、「佐賀県いじめ防止基本方針」や「伊万里市いじめ防止基本方針」が策定された。

そして、それらの基本方針に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「国見中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下のとおりである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 生徒及び教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

いじめの防止は、すべての生徒が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会の設置

- いじめ防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及びについては要綱で定める。

- 事案の状況等を必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

- 全教職員が協働し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

(1) 生徒に対して

- 生徒一人一人が、認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間や学級指導の指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 職員に対して

- 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- 生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

(3) 学校全体として

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を定期的実施し、早期解決に向けて学校全体で組織的に対応する。また、6月と11月には保護者対象のアンケート調査も併せて実施する。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

- 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- 「いじめの問題」に関する生徒会としての取組を行う。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- 生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを知らせる。
- 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、PTA総会、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

(1) 組織づくり

- ① 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当を中心とした「対策委員会」を設置し、定期的に会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成させる。
 - 校務分掌に「対策委員会」を位置付け、構成は、校長、教頭、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー（以下、SC）とする。
 - 「対策委員会」において、生徒や保護者アンケートを作成し、実施し、いじめの早期発見・早期対応を図らせる。
- ② 教育相談主任やSCを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - 生徒同士の好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や支援機能を充実させるために、定例の教育相談部会を開催し、教育相談主任を中心に、SCと連携し、全教師のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 専門的な知識を有する専門家を講師に招聘し、校内研修を充実させ、教師一人一人が自己研鑽を積み、指導力を向上させ、いじめ防止に対処させる。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒会を中心に生徒が主体的となってルールを作成させ、いじめの防止に努める。

- ① 「国見中いじめ防止宣言」の作成、生徒会によるいじめ防止の運動など、望ましい集団づくりに努める。

(3) 学校の対応

- ① いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ② 生徒と接する機会を多くもち、話を聞いたり思いを理解したりしながら、生徒のよさや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として、全教育活動において、基本的な生活習慣、

規範意識、人間関係構築力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について、深く考えさせる。

- ③ インターネットやメールなどを用いたいじめ事案への対応は、表面化しにくいことから生徒や保護者からの情報提供をもとに対策委員会でしっかり対応をする。
- ④ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細かに愛情をもって指導させる。
- ⑤ 職場体験活動などの体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

(4) 保護者や地域社会、関係機関が一体となった取組

- ① 保護者会、民生委員会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解してもらい、協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやPTA総会、学校評議員会、ホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解してもらう。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応することで被害生徒を守り、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を設置し、聴き取り調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を設置する。

なお、いじめの解消については、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できた時とし、その後、教育委員会に解消報告を提出する。

③ 被害生徒への対応

- 生徒や保護者アンケートから、いじめと認知した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態にならないように対処させる。
- 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんと取る。
- 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- 被害生徒を守るために、全職員に事実について報告し、全職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

- 養護教諭やＳＣ及びスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）、医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
 - 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
 - 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
 - 教育委員会に事実関係を報告する。
- ④ 加害生徒への対応
- 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
 - いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。
- ⑤ 学校としての取組
- いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - 学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

- ① 生徒が自殺を企画した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害を受けた場合
- ④ 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ⑤ 生徒が金銭を奪い取られた場合

(3) 対応の実際

- ① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる拡大対策委員会を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等をふまえること。

7 いじめ再発防止の取組

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、1か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解決」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

8月 … いじめの定義、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止についての研修会

9 取組体制の点検及び評価

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。

10 付則

- ・ 本方針は平成26年11月より実施する。
- ・ 本方針は令和2年7月一部改訂して施行する。
- ・ 本方針は令和7年6月一部改訂して施行する。